

猟銃等講習会（初心者講習）追加開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり追加開催します。

記

- 1 追加開催の日時
令和8年10月4日（日）午前9時30分から午後4時30分まで
- 2 追加開催の場所
秋田市山王中島町1番1号
秋田県生涯学習センター 第1研修室
- 3 受講対象者
初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする方
- 4 受講定員
30人
- 5 受講申込み
 - (1) 受付場所
受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署
 - (2) 受付期間
令和8年7月17日（金）から同年9月24日（木）までの平日午前9時から午後4時まで
 - (3) 必要書類
 - ア 受講申込書 1通
受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ（メニュー→申請・手続→銃砲・火薬類関係（申請・手続）→銃砲等・火薬類関係申請・届出様式）からもダウンロードできます。
 - イ 写真 1枚
申込前6か月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。
 - (4) 講習手数料
6,900円
※ 講習手数料は、県証紙又はキャッシュレス決済により受講申込時に納付してください。
- 6 その他
 - (1) 本講習会は、既に公表している令和8年度の初心者講習の日程に加え、追加で開催するものです。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3053～3055）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。